

山陽小野田市生ごみ処理容器購入補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される生ごみの減量化を促進し、併せてごみの堆肥化による資源の有効利用を図るため、生ごみ処理容器の購入にかかる補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付対象等)

第2条 市は、山陽小野田市内に住所を有し、かつ、居住している者に対し、生ごみ処理容器の購入に要した経費につき、毎年度予算の範囲内で補助する。

2 この要綱において生ごみ処理容器とは、生ごみを発酵分解し、ごみの容積を減少させ、堆肥化することを目的としたもので、次のものをいう。

(1) 土地埋込式生ごみ処理容器

(2) EM菌式生ごみ処理容器

(3) ダンボールコンポスト（ダンボール箱と生ごみ減量化基材をあわせたもの）

(4) 電動式生ごみ処理機

3 補助の対象となる生ごみ処理容器の基数は、1年度につき土地埋込式生ごみ処理容器及びEM菌式生ごみ処理容器（以下「非電動式生ごみ処理容器」という。）並びにダンボールコンポストについては1世帯2基まで、電動式生ごみ処理機については1世帯1基までとする。

4 この要綱に基づき、電動式生ごみ処理機について補助金の交付を受けた者は、当該補助金の交付を受けた年度から起算して5年を経過するまでは、電動式生ごみ処理機についての補助金の交付を申請することができないものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、生ごみ処理容器の購入費の2分の1の額と

する。ただし、その限度は非電動式生ごみ処理容器にあつては1基につき1,500円、ダンボールコンポストにあつては500円、電動式生ごみ処理機にあつては2万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」とする。)は当該品購入後半年以内に生ごみ処理容器購入補助金交付申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、その旨を生ごみ処理容器購入補助金交付決定通知書(様式第2号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第6条 前条の通知を受けた申請者は、速やかに生ごみ処理容器購入補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求書の提出があつたときは、当該請求書を提出した申請者に補助金を交付する。

(補助金の交付決定の取消し等)

第7条 市長は、申請者が、次の各号に該当するときは補助金の交付決定を取り消し、又は、すでに交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により交付決定又は交付を受けたとき。

(2) 全号に掲げるもののほか、不相当と認められる事実があつたとき。

(維持管理)

第8条 この要綱による補助金の交付を受けて設置した生ごみ処理容器の利用者は、常に良好な状態で維持管理するよう努めなければならない。

(雑則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 25 日から施行し、平成 17 年 3 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。